



# 若年がん患者 在宅療養支援事業

舞鶴市では、がんで療養する40歳未満の方が、住み慣れたご自宅で安心して療養生活をおくることができるよう、居宅サービスや福祉用具等の費用の一部を助成します。

**対象者** 以下のすべてに該当する方

1

舞鶴市に  
住民登録の  
ある方

2

18歳以上  
40歳未満  
の方

3

**がん患者**

(医師により、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方) ※介護保険制度において、がんが原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した方

4

他の制度において  
同等の助成または  
給付を受ける  
ことができない方

下記サービスに支払った経費（利用上限額を超える場合は利用上限額まで）のうち、自己負担を除いた額を市が助成します。

サービス	助成内容	助成割合	上限額
居宅介護サービスの利用	訪問介護（身体介護・生活援助） 訪問入浴介護		
福祉用具の貸与	手すり（工事を伴わないものに限る）、 スロープ（工事を伴わないものに限る）、 歩行器、歩行補助つえ、車椅子（付属品含む）、 特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、 体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、 自動排泄処理装置、 徘徊感知機器の貸与にかかる費用	9割	72,000円/月
福祉用具の購入	腰掛便座、簡易浴槽、入浴補助用具、 自動排泄処理装置の交換部品部分、 移動用リフトのつり具の部分、 排泄予測支援機器の購入にかかる費用	9割	90,000円/年

申請方法



医療機関



事業者

①意見書

申請者

②承認申請

③承認決定の通知

④サービス提供

⑤支払い

⑥領収書・明細書交付

⑦助成金の申請

⑧決定・支払い

市役所



舞鶴市保健センター

お問い合わせ・申請

舞鶴市保健センター（健康づくり課）

〒625-0087

舞鶴市余部下1167番地

TEL:0773-65-0064